

府中市告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、府中都市計画地区計画小柳町六丁目西武住宅地区地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和8年3月13日

府中市長 高野 律 雄

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
府中都市計画地区計画 小柳町六丁目地区地区計画	変更する部分 府中市小柳町六丁目地内

縦覧場所 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室